

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岩手県九戸郡軽米町

2 構造改革特別区域の名称

軽米町ミレットアグリ文化再生特区

3 構造改革特別区域の範囲

岩手県九戸郡軽米町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置及び地勢

本町は、岩手県の最北端に位置し、総面積は、245.74k m²で約 8 割が山林原野で占められ、大半の集落及び田畑が 200m から 300m の標高地帯に集中しており、畑地率が高く、農業を主体とする中山間地域である。

町中心部を国道 340 号と 395 号が走り、県都盛岡市まで約 100 k m、青森県八戸市まで約 25 k m の位置にある。

主な河川は、隣接の九戸村に源を発する雪谷川が町の中心部を流れ、さらに晴山地区を北に流れる瀬月内川があり、この二つの川が青森県境付近で合流し新井田川となり、青森県八戸市を経て太平洋に注いでいる。

(2) 気候

年間降水量 1,000mm 前後で全国平均の 1,600mm に比較しても降水量は 3 分の 2 程度であり、干ばつの被害を受けやすいが、平成 11 年 10 月には、200 年に一度と言われる 230mm の豪雨が 2 日間で降り、町全域に甚大な被害をもたらした。

平均気温は、9.3 であるが、気象条件は不安定な面があり、夏季には偏東風(ヤマセ)が発生するなど冷涼な気候となることがあり、農業生産活動に度々大きな影響を与えてきた。

(3) 沿革

本町の歴史は古く、土器の出土などから縄文時代の草創期には既に人が定住していたことが知られている。

770年頃に現れた宇漢米一族は、中央政府との接触を持ちながら軽米地方はもとより、岩手県北部一帯に勢力を誇っていましたが、1570年代から1590年代以降は地方豪族の群雄割拠の時代となった。その後明治21年統合により軽米村、小軽米村、晴山村の3村ができ、そのうち軽米村は、大正14年に町制施行により軽米町となった。

さらに、昭和30年1月に軽米町、小軽米村、晴山村の1町2村が大同合併し、新軽米町として発足し今日に至っている。

人口は、新軽米町発足時1万7千人あまりあったものが、その後年々減少し、平成17年には、1万1千人弱となり、過疎化が進行している。

(4) 地域づくり

本町は、計画の理念を「町民と共に考え、創意工夫を活かす町づくり」とし、町の将来像を「花と緑があふれ、人が輝く、ふれあいと健康文化の町」として、町民の主体的な参画を促すとともに、町民とともに考え協力しあい、住みよい、誰もが住みたくなる町を目標とした軽米町総合発展計画に基づき、町づくりを進めてきた。

これまで、地域資源を活用した交流人口の拡大や地域活性化を推進するため、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米、ミル・みるハウス、ミレットパーク等の整備をはじめ、近隣都市住民との交流やグリーンツーリズムを進めてきたが、観光客数は伸び悩んでいる状況である。

また、本町は農業を基幹産業と位置づけし、その振興を図っているが、農業従事者の約半数が65歳以上の高齢者となっており、担い手も不足している状況にあることから、耕作放棄地の増加がますます進むものと懸念されている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町は、夏の偏東風（ヤマセ）による冷涼気候や少ない降雨量等の厳しい自

然的条件の中で、稲作に依存できず冷害に強いヒエ、アワ等の雑穀が町民を飢饉から度々救ってきた歴史があり、雑穀を活用した様々な食文化も残っている。

近年、食の安全や健康食品に対する国民の関心の高まり等から雑穀が注目されてきている中で、本町では農業振興施策の一環として雑穀生産を進めており、併せて地域特産物の開発も進めている。

また、都市住民が自然、文化に親しみながら、雑穀文化を体験できるよう、雑穀をテーマとしたミレットパークや特産品等販売施設としてミル・みるハウス及び物産交流館等を設置するなど「雑穀文化の発信基地」の確立を目指した諸施策を展開しているところである。こうした施設等を活用しながら、都市との交流を図り地域活性化に資するため、雑穀栽培、稲作栽培、雑穀活用郷土調理及び炭焼き体験等のグリーンツーリズムを推進する。

このような取り組みに加え、「特定農業者による濁酒の製造事業」を町内の民宿等で実施し、郷土の文化を意識した手作りの心あたたまるもてなしを提供することで、都市住民との交流を活発化し、交流人口の増加と地域の活性化を図る。

これらの取り組みによって、農家数の減少や農林業従事者の高齢化の進行、農林業の担い手不足等による生産性の低下、経営耕地面積の減少や遊休農用地の増加など農業の多面的機能の低下などが危惧される状況を克服し、地域の農用地の適正な維持管理と農業生産性の向上を図り、農林業を中心とした耕地の有効活用と高付加価値化のある農林産物の生産振興による活力ある町づくりを推進する。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 雑穀文化を活用した軽米グリーンツーリズムの推進

本町は、町民の憩い場、都市住民との交流の場として、又自然体験、健康生活体験等ができる場として、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米及びミレットパーク等を整備しており、都市住民等が地域の自然や文化に親しみながら農林業体験をするグリーンツーリズムを推進してきた。

しかしながら、当町の観光入り込み客は通過型、日帰り型が多く、交流人口数は停滞の傾向にある。そこで、古くから生産が盛んであり現在において

も全国有数の雑穀の生産地であることを背景に、多様な食文化と雑穀を活用した濁酒を農家民宿等において心温まるもてなしとして提供することにより、都市との交流及び滞在型観光の振興を図り、併せて地場製品の消費・販路の拡大を目指す。

(2) 働きがいある農業の推進

本町は、農業を町の基幹産業として位置づけ、自然に恵まれた立地条件を活かし、地域に適合した営農類型の確立による農業の総合生産力の向上を目指した、軽米型複合農業経営を推進している。

しかしながら、近年、農業従事者の高齢化、農業担い手の不足等を背景として、休耕農用地、遊休農地が増加しており、農業生産性の低迷や農用地の持つ他面的機能の低下が懸念されている。

このことから、新しい農業生産体制づくりを推進していくことが求められている。

本町では、農業担い手の育成を図るため、認定農業者制度等を進めているが、遊休農地の増加に歯止めをかけるような状況となっていない。

一方、本町には、土木事業を運営する会社等が相当あり、これまで公共事業を中心とした事業を地域内雇用により展開してきたが、近年の国や地方自治体の厳しい財政状況の中で、公共事業は激減し、これら会社も厳しい経営を余儀なくされている。

会社には、地域の農家も雇用されていることなどから、農林業の経営に意欲を持ち、遊休農地等を活用した安定的で働きがいのある経営を目指して、多様な分野から農業に取り組むことができるよう法人等の主体的な取り組みを促進し、地域農業の振興を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

都市住民等の余暇等を利用して心休まる自然や空間で過ごしたい、また土産土法による郷土食、伝統食や新鮮でおいしい農産物に対する要求や関心が高まっている中で、この特別区域計画を実施することにより、交流人口の増加とともに本町が進める雑穀による町づくりが一層推進され、雑穀の付加価値化や農林産物の消費拡大が期待される。

また、地域住民も心温まるもてなしを提供することにより、地域に対するほこり、地域のよさ及び住みよい地域づくりに対する再意識の醸成が図られる。

表 1 経済的波及効果の指標

観光客等交流人口数 (単位 人)

項目	平成 16 年実績	平成 19 年目標	平成 21 年目標
宿泊客数	1,418	2,000	2500
日帰り客数	162,764	170,000	175,000

資料：岩手県観光統計概要

観光消費額 (単位：千円)

項目	平成 16 年度実績	平成 19 年度目標	平成 21 年度目標
宿泊客数	8,508	12,000	15,000
日帰り客数	325,528	240,000	300,000

資料：岩手県観光統計概要 平均実勢単価 宿泊 6,000 円 日帰り 2,000 円

新規起業

農家民宿等を営業するものが自ら自家製による酒類製造販売者件数

項目	現在	平成 18 年度目標	平成 23 年度目標
農家民宿等開業件数	0 件	1 件	3 件
自家製による酒類製造件数	0 件	1 件	3 件

農業生産法人以外の法人等の農業経営

項目	現在	平成 18 年度目標	平成 23 年度目標
株式会社等による農業生産活動件数	0 件	1 件	3 件
農業生産活動での雇用人数	0 件	5 人	20 人

所得の向上

項目	平成 15 年度実績	平成 16 年度実績	平成 21 年度目標
農業純生産額	195	227	230

農家一戸あたりの生産農業所得	1,260	1,468	1,500
----------------	-------	-------	-------

(単位：農業純生産額 千万円、農家一戸あたりの生産農業所得 千円)

8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

交流、観光施設を活用した交流事業

本町には、観光施設として雪谷川ダムフォリストパーク・軽米があり、例年5月にチューリップフェスティバル、7月にはカブトムシランドの開園などのイベントが開催されている。また、雑穀の生産が盛んな本町として、雑穀をテーマとしてミレットパークがあり、雑穀栽培の歴史の紹介やそば蒔き体験、そば打ち体験等が開催されている。

これらの施設を活用しながら、地域の特性を生かしたイベント内容の充実等を図り、交流事業の積極的な推進を図る。

特産品開発と産地直売施設等によるもてなし

本町には、ミル・みるハウス、どんどん市場、ノーソン及びむらのみせやの産直施設があり、地域の農家の女性による活発な活動が展開されている。これらの施設においては、地域で生産される新鮮で、安全・安心の農産物が販売されるとともに古くからある郷土食、伝統食として、みそ餅、田楽等が人気を集めている。また、雑穀を活用したポン菓子等の新たな特産品の開発も行われており、今後とも地域農産物の付加価値化を図るため、特産品の開発を進めるとともに、産直施設におけるイベントの開催等により地域のあたたかいもてなしを推進する。

特区域内で開催されるイベントとの連携

本町では、軽米夏まつり、秋まつり産業まつり等が開催されている。これらのイベントに訪れる観客等に対して、濁酒や郷土食等地域の食文化、伝統芸能等でのもてなしを提供しながら、地域住民との交流を推進する。

農村田園の景観づくり

農地の保全と景観を保つため、地域住民や農家が主体となり、畦畔や法面、公園等の草刈りやごみ拾い等を実施するとともに、花の植栽等を通じて心やすまる、景観づくりを推進する。

異業種の農業経営への参入の促進

本構造改革特区の推進により、将来的には農家民宿等の開業や土木建築業者等異業種の経営者による農業経営が期待され、これによって、本町のように農業を基幹産業とする町においては、農業担い手の確保及び遊休農地の有効活用等により相当の地域活性化が図られる。

(別紙)

1. 特定事業の名称

番号：707

特定事業の名称：特定農業者による濁酒の製造事業

2. 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店等）を営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米を原材料として濁酒を製造をしようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

事業に関与する主体

上記2に記載の認定計画特定農業者で、酒類製造免許を受けた者

事業が行われる区域

岩手県九戸郡軽米町の全域

事業の実施期間

上記2に記載の認定計画特定農業者で、酒類製造免許を受けた日以降

事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の認定計画特定農業者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るため濁酒を製造する。

5. 当該規制の特別措置の内容

地域住民と都市等住民の交流を活発化するため、本町民の素朴さ、心のあったかさを生かして、「親切でやさしく心触れ合うもてなし」を都市住民等に提供し、地域に伝わる郷土食、伝統食や濁酒などを併せて提供することにより、グリーンツーリズムを推進する。

当該規制の特例措置により、農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこととなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、旅行者等への濁酒の提供が可能となり、農山村地域における食文化の一つとして魅力がますますものであり、交流人口の拡大が期待される。

また、濁酒の製造への取り組みは、小規模ながら新たな起業とも捉えることができることから、地域活性化を図っていくためにも当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となる。

町では、特区認定に伴い特区内であれば無免許でも濁酒が製造できるといった誤認を防止するため、制度内容の広報を積極的に行うとともに、濁酒の製造免許を受けた特定農業者が、その他酒税法の規定に違反しないよう指導等を行う。